

表明意見の概要 1 / 2（当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(ふりがな) ふじわら としかず 藤原 寿和	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな)
------------	---------------------------	-------------------	--------

・千葉県市川市に在住し、原発事故で発生した大量の放射性廃棄物のうち、放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」と略す。）で定められた指定廃棄物の千葉県内における最終処分場建設問題をめぐって、2014年に「千葉県放射性廃棄物を考える住民連絡会」を設立し、その事務局長を勤め、県内における指定廃棄物問題やその後あらたに生じた除染土壌の公共事業での再生利用問題についての取組を行ってきています。

・今回、環境省が推進する「除去土壌の再利用及び最終処分をめぐる意見聴取会」において意見表明をさせていただく機会を得ましたことに感謝申し上げます。

・以下に意見を表明します。

① 除去土壌の再生利用等の法理論上の重大な欠陥（瑕疵・法違法性）

・2011年8月30日に公布された特措法第2条第4項において「除去土壌」に関する定義が定められており、その除去土壌については、法第41条により、「除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者」は、「環境省令で定める基準」に従い、「当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。」こととされている、しかしながら、この規定にある「環境省令で定める基準」には、「除去土壌収集運搬基準」（省令第57条）及び「除去土壌保管基準」（省令第58条）についての定めはあるが、そもそも処分としての「再生利用」に関する定めも、従って指定廃棄物の指定基準の8000Bq/kgに該当する再生利用における「追加被ばく線量」に基づく「除去土壌」（当初は「浄化物」と称していたが、「戦略検討会」において委員からの「誤解を与える」との指摘で廃止）の「放射能濃度」基準も定められてない。環境省は、「戦略検討会」等で「再生利用」は特措法で定められている「処分」の一つであるとして、省令改正で事を済ませようとしているが、政令では「処分」は「又は」であって、「及び」ではない（ただし、特措法第7条により閣議決定された「基本方針」には、「5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項」と記載されている。）。このことは特措法の趣旨は「保管」原則であって、「特定廃棄物」のように「処分基準」（法第25条、26条）は定められていない。

・「除去土壌」の「再生利用」については、「基本方針」の5. に「除去土壌について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用を検討する必要がある。」とされているが、厳密には「（最終）処分」と「再生利用」とは意味が異なるので、「再生利用」を行うのであれば、法第41条の条文に「再生利用」の定義を加えるべきである。（廃棄物処理法では、法第1条の目的に「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし」と「再生」と「処分」を区分している。）

② クリアランス基準との整合が取れない「再生利用」基準

・原子力安全委員会は「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日）において、事故の影響を受けた廃棄物の一部を「再利用して生産された製品は、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（10μSv/年）以下になるように、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要がある。」としている。この考え方を受けて、JAEA（日本原子力研究開発機構）では、「製品化されない場合や用途先施設供用の場合についても、この考え方が適用されるものと考えられる。」としている。であるならば、「再生利用」基準を設けるとするならば、除去土壌の放射能濃度をクリアランス基準の100Bq/kg（放射性セシウム）まで低減させたうえで、公共事業等で埋立資材等として再生利用を図るべきであろう。しかし、このクリアランス基準の100Bq/kgは、原子炉等規制法で定めた当時において妥協の産物として設定された数値であり、いくつかの安全側の条件（低線量・長期暴露によるとくに胎児や2歳未満の乳幼児への影響等）を考慮するならば、数分の1以下に設定すべきであった基準である。

③ 「全国民的な理解の醸成等」とは裏腹な「情報隠しと国民不在のごり押し」策

・「戦略目標の達成に向けた見直し（案）」の「全国民的な理解の醸成等」の項で、「中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分を実現するためには、再生利用や最終処分に対する全国民的な理解が必要不可欠であることから、関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等と連携して情報共有や相互理解を進めつつ、国民に対する情報発信、普及啓発等の取組を地道に、かつ継続して進める。」とうたっているが、その内実は日野行介（毎日記者）著『除染と国家・21世紀最悪の公共事業』に書かれているように、環境省が行っている除染事業のあり方は、森友・加計学園問題をめぐる財務省の公文書改竄問題、陸上自衛隊の日報隠蔽問題、裁量労働制に関する厚労省のデータ問題と同根ではないか。

・千葉県内の汚染状況重点調査地域の9市（松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市）を含む21市に対して「除染土の再生利用に関するアンケート」を実施したが、大半の自治体が国からの「指示待ち」で地域住民への説明を行っている自治体は皆無であった。

意見は本用紙（A4サイズ）枠内1枚（概ね1600文字）

または図表・写真などがある場合のみ計2枚以内で記載してください。

表明意見の概要 1 / 2（当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(ふりがな) たしろ まさと 田代 真人	団体名 (団体参加の方のみ)	ひばくとけんこうけんきゅうぷろじえくと 一社) 被曝と健康研究プロジェクト
------------	-------------------------	-------------------	--

◆東京オリンピックの実施、「復興庁」の2021年度廃止を背景に、放射性廃棄物の産廃処理、汚染土壌を全国拡散と同時進行的に、長きにわたって法令化もされ、一般にも普及している放射線による公衆被曝基準（年1mSv、1時間0.23μSv）を事実上緩和する作業が、政府によって進められている。

除染土壌（汚染土壌）について 元々産廃で100ベクレルであったクリアランスレベルを、放射線廃棄物に限り科学的根拠もなく8000ベクレルに引き上げ、現状は5000、4000、3000ベクレルなどと非常にずさんな計測を根拠に、産廃処理施設で処分しようとしているばかりか、公共事業、農業等の分野で再利用しようとしている。事実上の汚染野放し政策。栃木県産廃最終処分場は4000ベクレル受入れ。

放射線被曝基準の事実上の緩和 2018年1月17日、原子力規制委員長は記者会見で「公衆の被曝基準、1時間0.23μSvは実情に合っていない。4〜7倍でも年1mSvには達していないので改める必要がある」と宣言した。前規制委員長も2018年3月に環境省の「除染事業誌」で「年間1mSv以下にすべき」という一部の世論に加えて、国（文部科学省）が避難の判断のために示した空間線量率から年間被ばく線量を推定する算式は、実際の個人線量計による被ばく線量（線量当量）より3〜4倍過大評価になる」と再検討を示唆した。実測、実際の数値として現元規制委員長が挙げたのが「個人線量計」数値。

共通する政治的思惑 非常にずさん、科学的とは思えない、むしろ非常に政治的な考え方。これは、すでに2012、2013年ころから政府内閣府（原子力被災者生活支援チーム）を中心として、一般の被曝線量を空間線量でなく、個人線量に注目すべきである、との方向を追認したもの。

根拠ない「安全安心」 汚染土は福島県内では、2,233万3,000立方メートル。県外では、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉。除染した7県で保管。公園とか各家に。これは汚染をはぎ取った土およそ33万3,000立方メートルです。那須町では9割以上が各家保管です。

今年2月、環境省は那須町の実証事業の実施地で放射能の公開測定を行った。住民から土地のベクレル数を問われ、職員は「1000か2000ぐらい」と。「測ったの?」と言うと、「3カ所くらい測った」10分の1の量をつまみ食いの的に測っている。福島でも見かける除染土を包んだフレコンバッグ。彼らが正直に言う、「測っておりません。実証事業をするときに、サンプリングするだけです」と。

年間1mSvの解釈ねじ曲げ 3万人ぐらいが福島を離れている。復興のために帰れと言われても、なかなか戻らない。やはり放射線量が怖い。一番大きな原因。隣県の栃木県那須町でも、毎時0.23μSvを超える場所は今もざらにある。帰還のネック。しかし個人線量計（ガラスバッジ）ではうんと低い。0.23の数字が実際と合わないのだ。だから「個人線量計」の数字に合わせよう、と言い出した。一般人の被曝基準は年間1mSv、1時間0.23μSvとされている。1mSvは国際基準だから、0.23の方を変えよう。今、規制委員会・放射線審議会を中心に作業中。

ガラスバッジのトリック ガラスバッジは福島県内で政府などが相当数個人に配布した。もともと人がどれくらい被曝しているかは、空間線量で測る。人は全方位から放射線を受けるからだ。ガラスバッジは、正面からの放射線しか全量測れない。医療現場で放射線源が前方にあるという前提で、技師らが胸などにつけて放射線量を測るために作られた。ガラスバッジを請け負っている千代田テクノルの幹部が2015年伊達市の講演会で「ガラスバッジの測定値は、3割から4割ぐらい低く出る」と言っている。人はガラスバッジを全生活で付けているとは限らない、家の外と中など、人によってばらつきが激しい。その中間値は低くなる。むしろ、政府はそこに目を付けた。被曝の測定法を空間線量から個人線量に切り替える。私どもは去年3回ほど、規制委員会・放射線審議会に抗議した。日本の被爆防護の歴史に汚点を残す。統計偽装のような事を強引にやろうとしていることを訴えたい。

意見は本用紙（A4サイズ）枠内1枚（概ね1600文字）または図表・写真などがある場合のみ計2枚以内で記載してください。

表明意見の概要 2 / 2 (当日配布・後日ウェブ公開予定)

氏名 (必須)	(ふりがな) たしろ まさと 田代 真人	団体名 (団体参加の方のみ)	ひばくとけんこうけんきゅうぷろじえくと 一社) 被曝と健康研究プロジェクト
------------	-------------------------	-------------------	--

＜西尾正道北海道がんセンター名誉院長提供によるチャート＞

＜年間被曝線量の計算＞

基本: **0.114μSv/h** ⇒ 1mSv/y 100%)

(1000μSv÷(24h×365 日 day)=0.114μSv/h

環境省: **0.23 μSv/h** ⇒ 1mSv/y (50%)

環境省はさらに **0.5～0.6μSv/h** に緩和の方向

個人線量計の問題点 原理的問題

* 個人線量計: α 線、β 線の内部被曝測れず

外部被曝も大幅割引

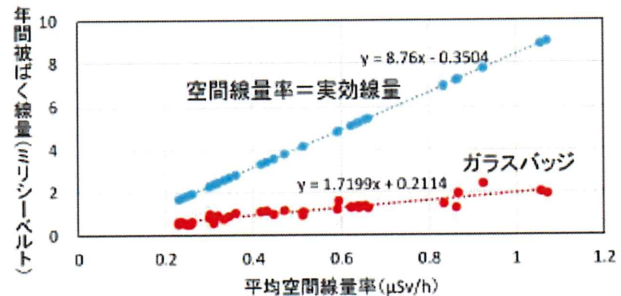
* ガラスバッジは全方位からの放射線を

正確に積分する機器でない

* 検出下限は50～100 μ Svで、実際の被曝線量の5～10%の数値

* 線量計を24時間携帯しているわけではなく、生活行動も不明

ガラスバッジによる過小評価



「外部被ばく線量年間実測値の分析結果について」(福島県伊達市)より作成
http://www.city.ita.fukushima.jp/uploaded/attachment/10936.pdf

空間線量率(周辺線量当量)と実効線量との違いを混同し 線量評価を場から「個」へ切換え 帰還を促進している

＜内閣府「原子力被災者生活支援チーム」等の活動略年表 田代作成＞

- 2012.3 内閣府 原子力被災者生活支援チーム チェルノブイリ視察。報告書でチェルノブイリ法の意義否定。
- 2012.12 安倍氏が政権奪還、福島視察。事態が政治主導で動き出す
- 2013.2 原子力被災者生活支援チーム、規制委員会に線量基準の検討を打診。規制委関係者「科学者生命を奪われかねず、簡単に受けられる話ではなかった」と。(2013.12.02「毎日」連載)
- 2013.8～9 同チーム 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る個人線量の特性に関する調査を放射線医学総合研究所と原子力研究開発機構に依頼。個人線量計、個人線量の妥当性を報告
- 2013.11.20 規制委員会「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」個人線量重視
- 2013.11.28 空間線量から個人線量計へ切り替えを求める匿名論文(修正点がありましたらご指摘くださいe-mail: clear.wt@gmail.comとの表記 2016年1月18、27、2018年10月18日改訂)
- 2013.12.20 『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』閣議決定。規制委員会の11月20日決定を了承し、なお、欄外注において「①帰還後の住民の被ばく線量の評価に当たっては空間線量率から推定される被ばく線量ではなく個人線量を基本とすべきこと、」と明記した
- 2014.6.23 放射線量の見通しに関する参考試算(原子力被災者生活支援チーム)
- 2014.8 環境省と復興庁など「除染・復興の加速化に向けた国と4市の取組」の中間報告。伊達市などのガラスバッジ調査の数字を基に空間線量率が高くても個人線量は低く抑えられる、と。(「週刊朝日」2015.2.6号)
- 2015.1.15 千代田テクノル幹部と青木一政氏が伊達市議会で講演(ガラスバッジ問題)。
- 2016.12年 山崎・早野論文(英国科学誌) 伊達市のガラスバッジ個人データを無断使用。
- 2018.1.17 更田規制委員長の記者会見。個人線量が望ましい 放射線審議会で審議開始
- 2018.3 田中前規制委員長、同趣旨発言(『除染事業誌』)
- 2018～2019 山崎・早野論文のデータ無断使用等へ批判。放射線審議会が参考文書から削除

意見は本用紙(A4サイズ)枠内1枚(概ね1600文字)または2枚以内で記載してください。

飯舘村・長泥住民の思い

飯舘村復興アドバイザー・前原子力規制委員長 田中俊一

昨年 12 月 19 日の「原発ゼロの会」の先生方の視察の際に、菅野村長と鳴原長泥区長は、次のように述べている。

菅野村長は、蕨平に焼却炉を建設し、周辺市町村の可燃物を受け入れた例も紹介しながら、フレコンバッグ 250 万個、3 分の 1 は燃えるものということで、蕨平の焼却炉で燃す、約 3 分の 1 はいわゆる長泥で使っていくという感じではないのかなと思っている。あと 3 分の 1 はいわゆる中間貯蔵施設に行く想定している。

飯舘村は 20 の行政区があり、長泥を除く 19 の行政区は、一昨年 3 月に避難が解除され、村の復興は新たな段階に入ったが、村として唯一残された長泥行政区をそのままにはできない。そこで、環境省と協議を重ねて辿りついたのが環境再生事業である。しかし、この事業は長泥行政区の再興のためとはいえ、住民の納得と協力なしには進められないので、私自身、何回も地元と、区長さんや役員の皆さん、住民の方と話をした。その結果、やっぱり故郷に帰りたいという長泥の皆さんの強い思いによって、実証事業を受け入れることになった。地元の人達の判断です、私の判断ではない。

長泥の皆さんも、蕨平の皆さんも、大局に立って、必死になって頑張って復興に向かっている。この災害を、前向きにとらえて復興の状況を発信していけば、10 年、20 年後には飯舘村は、ああそういう村だったなという話になるのではないかと信じている。

鳴原区長は次のように述べている。「長泥住民としては、なんとしても自分の故郷を取り戻したい思いで、この再生事業に取り組むことにした。環境省と村から、説明を受け、何回も総会を開き、前を向くために皆で苦渋の選択をした。長泥住民、村、国それぞれが、お互い納得できるものにしたい。長泥が再生されればそれでいい。意見はいろいろあっても、反対者は見限りいないし、100%の一枚岩になる。少しでも長泥の将来をよくしていきたい。皆さんにご理解し、協力、声援をしていただきたい」。

この事業の目的は、除染土壌を利用して谷あいの湿田を優良な農地として造成し、そこで長泥の地に根ざした農業を再興し、長泥地区の復興を実現することにある。そのために重要なことの一つは、再生した農地から放射性セシウムが流失しないようにすることと、そこで農業や牧畜業を進める上での放射能に係る安全性の確保である。

私自身は、平成 23 年 5 月から鳴原区長をはじめ、長泥の皆さんとは長い付き合いであり、今回の実証事業を受け入れるにあたって、鳴原区長がどれだけ苦労して長泥の皆さんの意見をまとめて来たかをずっと見ている。飯舘村に居を構えたのも、最大の理由は長泥の再生であり、アドバイザーとしての最大の仕事である。放射能や放射線の安全確保は、専門家として私が責任を持って取り組む覚悟である。

飯舘村の復興・再生は、村内に山積されている除染土壌等を速やかに処理することが出発点であり、村の復興を進める上での喫緊の課題である。また、実証事業の成否は、飯舘村だけの問題ではなく、相双地区の共通の課題でもある。困難な状況から懸命に立ち上がろうとする住民の取り組みを支援するのは、原発の是非とは全く別の問題であり、国会議員の義務でもある。全面的なご支援をお願いしたい。

表明意見の概要 1/2（当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(ふりがな) いとなが こうじ 糸長 浩司	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな)
------------	--------------------------	-------------------	--------

飯館村民への支援活動団体として、今中哲二らと「飯館村放射能エコロジー研究会（IISORA）」を共同世話人として設置し、飯館村民も参加し毎年福島市でシンポジウムを開催してきている。

飯館村長泥地区で実施されている汚染土壌再利用事業に対する反対意見を以下に述べる。

1. 除染を条件として汚染土壌の再利用は、民主国家の行うことではない。

私は、1993 年から飯館村の村民と行政が協働した環境共生型の村づくりを支援・アドバイスをしてきた。20 の行政区単位での住民主体の村づくりの理念と手法及び「偉大な田舎・田舎人」、田舎らしいクオリティライフの創造を提案し、村民が審査員となった「クオリティライフ憲章」の創設、地区別計画推進のための村の2億円支援プロジェクト等が推進されてきた。その後、田舎でのスローライフの価値を発信すること、そのために地元の方言の「まदै」(じっくりゆっくり、ていねいを意味し、震災後は飯館村の主要な復興事業名として活用されている言葉)を総合計画のキャッチコピーとして採用することを提案し、2011 年3月までは順調に環境共生型の村づくりが取り組まれ、日本でも有数の優れた村になりつつあった。しかし、原発事故でその継続が途切れてしまい、村人とともに非常に落胆した。震災直後から飯館村役場へ研究室の研究員の派遣や今中京大助教(当時)との協力により、放射能汚染調査を行い、その後、継続的な農林地・宅地・住宅内の放射能汚染調査、村民意識調査、村民達とのワークショップ実施、村民と協働して試験栽培実験を行ってきた。震災後に厳しい汚染状況を現地調査により認識し、早期の帰還政策を優先するのではなく、「村外への分村建設」、「村民の二地域居住」、「二重住民票の獲得」等の政策提案を村当局等にしてきた。

帰還困難区域に長泥地区が指定され、他の地区は除染され長泥地区のみが除染されずにいたことに長泥住民の苦悶があった。飯館村当局、環境省、長泥行政区は、村の作成した「飯館村特定復興再生拠点区域復興再生計画」に合意し、除染土壌再利用事業が進められている。長泥住民は苦渋の選択を強いられた。地区住民が希望する宅地除染の実施を条件にしたような、農地への汚染土壌の再利用事業が国主導で実施されることは、民主的国家としては決して許されない。

2. 水田を核の最終処分場にすべきではない。農民・農地への侮辱である。

長泥で公共事業の土地改良事業によりも汚染土壌を利用した農地造成(盛土)事業がされる。農地(水田)は民有地であり、造成前より多くの放射性物質を含む農地に対して、村民は利用管理を強いられる。長泥の農地に表層5cmに残存している放射性セシウム(Cs)を20000Bq/kgとし、それを削り取り地区外に搬出した後に、村内の汚染土壌、仮に2000Bq/kgを100cmの厚さで、34haの水田に埋めたとすると、約5千億BqのCsの追加汚染となる。50cmの客土をして、空間線量率が低下したとしても、民有地の農地が汚染土壌(本来は中間貯蔵に行くべき汚染物)の永久の捨て場となる。放射能汚染地(中間貯蔵地)の上で農業をすることが強いられる。健全な農地での健康な農産物を作るといふ、長泥の農民達が苦勞して行ってきた農業そのものが永続的に侮辱される。農民と農地への侮辱となる公共事業は認められない。村が対応するとしても長期的な管理の補償は不明確で、高度汚染農地が放置されたままとなる恐れがある。さらに農地の有機物を多く含む軟弱な表土を農地基盤材として再利用する前例のない農地造成であり、山砂等で調整したとしても、不同沈下の危険もあり長い間には土壌崩壊、流出の心配もある。更に、埋め立て農地の南側は南相馬市を流れ太平洋に流入する新田川の上流である。埋め立てに使用された放射能汚染土壌の河川への流失を防ぐための長期的管理が不可欠となる。放射能汚染土壌の捨て場を河川上

除去と埋立の区分	土壌中Cs量 Bq/kg	深さcm	m2当りのBq 比重1.5	34haの場合 Bq
投入除染土壌	2,000	100	3,000,000	1兆2百億
表層除染土壌	20,000	5	1,500,000	5千1百億
増加分			1,500,000	5千1百億

表明意見の概要 2 / 2 (当日配布・後日ウェブ公開予定)

氏名 (必須)	(ふりがな) いとなが こうじ 糸長 浩司	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな)
------------	--------------------------	-------------------	--------

流部に設置するという、長期的な危険が伴う公共事業が実施されることは許されない。

3. 長泥の実証試験は広く公開し、多元的な研究者・市民による監視と評価を要望する。

実証事業が進められ、村内の汚染除去土壌が運ばれ、5000Bq/kg 以下であろう土壌が選別され、山砂を混合して調整土壌とする実証試験が実施されている。調整土壌の前段階での土壌中の Cs 量、調整後の土壌の Cs 量の正確な値の開示を長泥住民も希望している。環境省、飯館村当局の関係者以外の第三者の研究者・市民による監視と評価ができるように要望する。さらに実証実験では再利用土壌でのエネルギー作物栽培実験により、作物への Cs 移行率の測定が計画されている。この種の実証実験は、既に数年前から私自信が飯館村内で実施しており、汚染土壌の粘土層の吸着率が高く、エネルギー作物への Cs 移行率は極端に低いことは実証されている。長泥の栽培試験は Cs 移行問題無しという結果ありきで、土壌再利用促進のためのアリバイ的事業である。

4. 汚染森林土壌を放置したままの中間貯蔵・最終処分方策は早急に見直すべきである。

飯館村は 75% が森林であり Cs 汚染されている。宅地周囲 20m の森林は落ち葉のみ除染で、除染後は宅地の空間線量率は低くなるが周囲の山は高いままで汚染ホットゾーンのままである。森林土壌表層は 5000Bq/kg 以上の汚染が継続している。仮に表層 5cm を除去すると推定約 866 万袋となり、浜通りの除染土壌量に相当する。宅地や農地の除染土壌は中間貯蔵に搬入される。同程度以上の汚染の森林土壌 866 万袋も中間貯蔵に行くべきである。しかし、森林汚染土壌に一切触れない「放射性物質汚染対処特措法」には大きな欠陥があり、除染対応による原発事故対応策は矛盾したままである。汚染森林は放置され (Cs 捨場)、その麓が避難解除される状況は、原発事故の緊急事態は継続していることを示しており、よりきめ細かい土地利用規制等の対策が必要である。



図 除染後の宅地周囲の空間線量率分布図、2015 年飯館村前田地区 S 宅。測定、日大・糸長研究室。



図 飯館村の土地利用状況 森林が 75% である。

飯館村土地利用別除染土壌推計値・糸長

土地種目	面積 ha	比率	表層5cm 除去量 万袋
総土地面積	23,013	100%	
林野面積	17,323	75%	866
耕地面積	2,220	10%	111
田耕地面	1,260	5%	63
畑耕地面	965	4%	48
宅地面積	770	3%	39
その他	2,700	12%	

★宅地面積は除染より推計値

- 中間貯蔵に搬入予定の飯館村除去土壌は 218 万袋 全体の 16%
- 飯館村森林の汚染表層 5cm 土壌量は、866 万袋、(飯館村佐須の農地近接の山頂で Cs137 で 1.3 万 Bq/kg (1.25μSv/h))
- 森林全体が Cs の捨て場のまま放置。

除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会（原発ゼロの会）事務局 宛て（5月13日9時必着）

送り先： Email: i05272@shugiin.go.jp / FAX: 03-3508-3303

表明意見の概要 1 / 2 （当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	いまなか てつじ 今中 哲二	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな)
------------	-------------------	-------------------	--------

「除去土壌の再利用および最終処分」に関連し、以下の2点について意見を述べますので、「原発ゼロの会」におかれましてご検討頂ければ幸いです。

●「汚染された物はすべて東電に引き取らせる」を原則とすべきである

私は、原発事故直後より IISORA（飯舘村放射能エコロジー研究会）の仲間とともに、飯舘村を中心に定期的に放射能汚染調査を行ってきた。除染にともなって仮々置き場に大量に積み上がって行くフレコンバッグの行方については、いずれ中間貯蔵施設に運び込む約束になっていると地元の方より聞いていたが、昨年初め「再利用」という名の下に、長泥地区の田畑の盛土材として用いる計画を知り驚いた。

そもそも、福島第1原発事故による周辺地域の汚染物は、原子炉等規制法に基づく「核燃料によって汚染された物」に該当し、その処理・処分については、汚染発生者である東京電力に責任がある。汚染の規模が広大・甚大であるため、放射性物質汚染対処特措法の制定などにより政府が関与せざるを得ないのは理解できるが、除去土壌を「再利用」という名目で田畑に埋め込んでしまうのはスジ違いの方策である。除去土壌などの汚染物は、福島第1原発のみならず福島第2原発なども利用し、最終的には東電が所有する敷地内にて保管・処分すべきであり、それがかなわなければ中間貯蔵施設で保管すべきものである。

●「中間貯蔵施設」の役割を見直し、福島第1原発の後始末について、少なくとも100年単位での長期的なビジョンを提案すべきである

中間貯蔵施設に関する法律ができたとき、「30年以内に福島県外で最終処分を完了する」と定められていることを知り、私は唖然とした。原子力開発の歴史を振り返ったとき、福島県外の最終処分地が30年で見つかるとは思えず、実現性の不確かな法律を制定した国会や関連行政機関の判断に呆れてしまった。また、「40年で廃炉」という東京電力の中長期ロードマップは「うまくすれば40年でデブリを取り出せる」という“希望のマップ”であり、かりにデブリが取り出せたとしても、40年後に壊れた原発が更地になっているようなことはあり得ない。メルトダウンを起こした3つの原子炉はいまだ“現場検証”の道半ばであり、先を見通せるような状態ではない。原子炉建屋やタービン建屋をどうするのか、取り出したデブリの置き場などなど40年で終わらない問題は山積している。

福島第1原発事故の後始末については、中間貯蔵施設の役割を見直し、福島第1原発、第2原発、その他東電所有地を最終処分場とし、除去土壌、廃炉問題、汚染水問題を合わせて、100年、200年先を見込んだ総合的なビジョンが必要である。

除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会（原発ゼロの会）事務局 宛て（5月13日9時必着）

送り先： Email: i05272@shugiin.go.jp / FAX: 03-3508-3303

表明意見の概要 1 / 2 （当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(ふりがな) みつたかな 満田夏花	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな) えふ・おー・いー・じゃぱん FoE Japan
------------	----------------------	-------------------	-----------------------------------

1) 放射性物質の環境中への拡散を許す

道路、防潮堤、土地造成にいったん除染土を使ってしまうと、放射性物質を環境中に拡散することになる。豪雨や河川の氾濫、地震などの自然災害が多発・激甚化しているが、構造物がこわれれば、除染土が拡散する恐れがある。**県外の除染土については、放射能濃度の上限を設けず、雨水流入防止や地下水汚染対策などは「不要」としている。**これは、「管理型処分場」で処分していると、8,000Bq/kg以下の廃棄物よりもいい加減な扱いではないか。

2) 供用終了後（構造物の使用が終わった後）の対応が明らかになっていない

除染土を道路の盛り土として使った場合、**8000Bq/kgのセシウム134・137が100Bq/kgまで減衰するのに180年程度かかる。**一方、盛り土の耐用年数は70年とされており、「その後はどうするのか？」という問いに環境省は答えていない。
福島県外の除染土の埋立処分については、管理年限が何年か、その後の対応をどうするのか示されていない。



管理期間終了を約100Bq/kg相当とする場合の管理期間

希釈考慮なし

管理期間
(年数)

		再生利用開始年の濃度(Bq/kg)							
再生利用開始年		500	600	1000	1200	3000	5000	8000	10000
	H28 (2016)	62	70	92	100	140	162	182	192
	H57 (2045)	70	78	100	108	148	170	191	200

平成 27 年度除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ（第 2 回）資料 p.9
によれば、2016 年に供用を開始した 8000Bq/kg の資材が 100Bq/kg に減衰するのに 182 年かかる（Cs-134：Cs-137 = 0.209：1 として計算）

3) 放射性物質は集中管理が原則 省略

4) 基準のダブルスタンダードは許されない

原子炉等規制法に基づく規則においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生利用の基準は、セシウム 134・137 の場合、100 Bq/kg である。8,000 Bq/kg はこの 80 倍もの値である。

5) 作業従事者の累積被ばくが評価されていない

環境省は、作業従事者の被ばく量が年 1mSv 以下となると試算している。しかし、これらの作業を行う人たちは、放射線管理区域内の作業者のように、積算線量が厳格に管理されたり、訓練を受けたり、健診を義務付けられたりしているわけではなく、そういった意味では「一般公衆」として扱うべきである。除染作業に従事してきたなどの人も想定され、異なる複数の作業で、あちらでもこちらでも 1mSv を上限とした被ばくをし、通常の日常生活の中でも低線量かもしれないが複数の経路から被ばくし、結果として年 1mSv を超える被ばくも十分考えられる。

6. 対応がばらばら

福島県内の除染土は「再利用」で環境省が主体、福島県外はあちこちに「埋立処分」で各市町村が主体、というのは一貫性がない。住民が納得するとも思えず、各市町村が困るのではないか。

意見は本用紙（A4 サイズ）枠内 1 枚（概ね 1600 文字）

または図表・写真などがある場合のみ計 2 枚以内で記載してください。

表明意見の概要 2 / 2 （当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(ふりがな)	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな)
------------	--------	-------------------	--------

7. 住民・国民の意見が無視されている

環境省は南相馬市小高地区、二本松市原セオ木地区、飯舘村長泥地区、栃木県那須町で実証事業を進めているが、説明会はミニマムな範囲でしか実施されておらず、反対意見が出ても推進してしまっている。除染土全体の問題を国民参加の上でしっかりと議論すべきである。

例) たとえば、福島県二本松市の場合、住民は以下の問題点を指摘した。

- ・原セオ木地区の 21 戸の中で9戸しか参加していない中で、説明会が開催され、「地元了解」ということにされてしまった。
- ・透明性がなかった。場所が選定された経緯も不明。
- ・いまある除染土の仮置き場は、地元住民のたいへんな葛藤の中で決まった。”中間貯蔵施設に運ぶ”という約束であった。実証事業は、最終処分地になってしまう。約束違反になる
- ・実証事業は、800 億円をかけて除染した土を、また 3 億 5,000 万円かけてもとに戻すもので合理性がない。同じ距離の農道を舗装するのならば 100 メートル当たり 260 万円ですむ。

(写真右 実証事業が予定されていた農道 2018 年 7 月 27 日 撮影)



8. 実証事業には問題が多い

- ・近隣住民への十分な説明を踏まえ、協議、同意を得たものとはなっていない。
- ・使われる除染土壌に関して、放射能濃度が袋ごとにはかられていない。

例) 栃木県那須町では、埋め戻す土壌の 350 袋のうち 35 袋について土壌のサンプリング調査が行われたのみ。サンプリングにあたっては、1 袋から 10 サンプルを採取して混合し、1 検体とした。

- ・実証事業の期間が半年～1～2 年程度であり、空間線量率、ダスト、浸透水の測定が行われるものの、長期にわたる放射性物質の挙動を把握するには不十分である。

例) 茨城県東海村での実証事業は 2019 年 10 月末～2 月末、栃木県那須町では昨年 12 月末～2 月末と、数か月にすぎない

- ・実証事業終了後の管理期間、管理体制、モニタリング体制が不明確である。事実上の最終処分になってしまう。

9. 環境基準や総量規制を盛り込んだ「放射能汚染防止法」の策定が必要

福島原発事故前には、放射性物質は原発の敷地内に閉じ込められ、外には出ないことになっていた。このため、環境中での放射性物質の濃度の規制がなく、排出についても濃度規制のみであり、総量規制の考え方がない。環境基本法に基づき、他の公害要因物質と同様に放射性物質の放出・拡散を規制し、人々を被ばくから防護するため、環境基準や総量管理なども盛り込んだ放射能汚染防止法が必要である。

意見は本用紙（A4 サイズ）枠内 1 枚（概ね 1600 文字）または 2 枚以内で記載してください。

除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会（原発ゼロの会）事務局 宛て（5月13日9時必着）

送り先： Email: i05272@shugiin.go.jp / FAX:03-3508-3303

表明意見の概要 1 / 2（当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(こわた ただゆき) 木幡 忠幸	団体名 (団体参加の方のみ)	(「げんぱついらない」ほうしゃのうからしみんをまもるかい) 「原発いらない」放射能から市民を守る会
------------	---------------------	-------------------	--

私たちは、福島県南相馬市の有志で結成しています市民組織の『「原発いらない」放射能から市民を守る会』（以下「守る会」）です。今回開催の調査会に参加し意見を述べたい所ですが、弱小組織であり、知識も財力も有りませんので、本文と別紙に「守る会」で現在取組み中の「除染土壌の再利用に反対する署名」の「お願い文」を添付致しますので、是非とも国会からも「国民を騙した除染土壌の再利用反対」の取り組みをお願い致します。

40数年前の原発建設時に多くの反対が有りながらも「原発安全神話」により建設された福島原発は、私たちの不安通りレベル7の事故を起こしてしまいました。しかし、今後永く語り継がれる放射能汚染と言う『公害』に対し、原発建設を推進してきた政府・東電の誰一人責任を取っていません。

それにも増して、まだまだ多くの住民が苦しみ・悩み・不安・不満を抱えての生活を強いられているのに、「早く原発事故は無かった事にしたい」と言う動きは私たち住民の思いを逆撫でしているのです。

平常時は $0.04 \mu\text{Sv}$ なのに $0.23 \mu\text{Sv}$ を押し付け、放射能管理区域の年間 1mSv どころか 20mSv を帰還条件で生活させ、8年間で2,273名の原発避難関連死に加えて103名の自殺者を生み出しており、まさに私たちは「モルモット」扱いを余儀なくされているのです。それを今度は、「東京オリンピック」・「予定より除染土壌の搬入の遅れ」にすり替え、収集した除染土壌の「再利用」と言う実証事業で、日本全国を最終処分場化にする事であり、放射性物質の再拡散で子々孫々まで放射能汚染の恐怖を残す暴挙に他なりません。

当初予定通り、最終処分場の建設と合わせ30年後には他県への搬出をさせるため、全ての除染物を「中間貯蔵施設」に搬入する事を強く望みます。

表明意見の概要 2 / 2 （当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(こわた ただゆき) 木幡 忠幸	団体名 (団体参加の方のみ)	(「げんぱついらない」ほうしゃのうからしみんをまもるかい) 「原発いらない」放射能から市民を守る会
------------	---------------------	-------------------	--

【別紙】

「除去土壌再生利用実証事業」による

『除染土壌の再利用』に反対する署名のお願い

昨年12月14日に環境省は南相馬市議会に対し、「除去土壌再生利用実証事業」による『除染土壌の再利用』の意向を示しました。

その内容は、常磐道小高区間の4車線化工事の盛土の一部に「除染土壌（3,000ベクレル/kg以下を約1,000 m³）」を実証事業として、『除染土壌の再利用』を検証するという事です。

福島第一原発事故により、有害な放射性物質が大量に放出され汚染されました。汚染されたその地域を除染し、除染土壌（汚染土壌）は仮置場へ3年、中間貯蔵施設に30年その後は県外の最終処分場に移す約束でした。

しかし環境省は、8,000ベクレル/kg以下の除染土壌等を、各所に設置した仮設焼却場で『減容化』のために焼却し、「焼却により放射能の再拡散の不安がある」との反対が有っても推し進め、今度は除染土壌その物を処分するのではなく「再利用」をする為の政令・法制化の為に、「実証事業」の名目で常磐道小高区間4車線化工事に使用するとしているのです。

汚染土壌を「再利用」する事は正に『有害な放射能の再バラマキ』で有り、許す事は出来ません。放射能に安全な値は無く、いくら低線量であっても被ばくしない方が良いのは当たり前な事なのです。

一旦「実証事業」の名目で常磐道小高区間4車線化工事に「汚染土壌の再利用」を認めれば、あらゆる公共工事に利用される事は目に見えています。

今回、小高区で再利用とする「汚染土壌」は3,000ベクレル/kg以下と言いますが、3,000ベクレル/kgの土壌が「放射能汚染基準 100ベクレル/kg以下」まで自然減少するのは148年後です。148年後まで本当に管理できるのか（管理はその土地の所有する組織）、また重大災害が頻発する現在、汚染土壌がいつ露出するのか解りません。

『「原発いらない」放射能から市民を守る会』は、子ども・孫そして後世に安心・安全な古里を残すために、一日も早い『放射能汚染』からの回復と、全ての汚染物質は中間貯蔵施設へ、そして30年後までに県外の最終処分場へ全て移す事を求めて行きます。

今回の「環境省」の『汚染土壌の再利用』に絶対反対し、『ふる里を守る』『後世を守る』ために皆様の『署名』を頂き、南相馬市として『汚染土壌の再利用反対』の態度を出して頂くように、門馬和夫市長に要請する事に致しました。

趣旨にご理解を頂き、多くの皆様のご賛同をお願い申し上げます。

除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会（原発ゼロの会）事務局 宛て（5月13日9時必着）

送り先： Email: i05272@shugiin.go.jp / FAX: 03-3508-3303

表明意見の概要 1 / 2（当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	おおぬまじゅんいち 大沼淳一	団体名 (団体参加の方のみ)	しみんほうしゃのうそくていせんたー 市民放射能測定センター（Cラボ）
福島原発事故由来の放射能は、愛知県東部までは到達したが、名古屋市まではほとんど届かなかった。そこに立地する市民放射能測定所として、激甚汚染地である岩手県南部、宮城県北部と南部、栃木県、近年は福島県伊達市や南相馬市、郡山市などで汚染調査を行っている。その活動の中で見えてきたことから、今回の意見聴取会に関連したことを報告する。 1) ごみ処理の原則は自区内処理である。また、放射性物質管理の原則は集中管理であって、拡散ではない。よって、最悪の環境汚染物質である放射能汚染物・土壌は、原則的には汚染物発生者である東京電力福島第1第2原発構内に集中保管すべきである。しかし、それではスペースが足りないわけで、帰還困難区域に設定された中間貯蔵施設に全量搬入するのが次善の策である。30年後に県外へ搬出という実現不可能な約束は福島県の人々に謝罪して反故にすべきである。 2) あたかも放射能汚染物質が県境を超えないかのような施策が続いているが、根底的に間違っている。除染および汚染廃棄物と除染土壌の処分・保管の自治体任せを即刻中止し、福島県以外の深刻な汚染地域でも速やかに徹底した除染を行い、全て福島県内で集中管理すべきである。 3) 特措法によって8000Bq/kg以下は普通ゴミとして処分するという施策は根本的に間違っている。原子炉等規制法に定められたクリアランスルール(100Bq/kg)に即刻一本化するべきである。まして、路盤材などでの再利用などもってのほかである。 4) 管理対象廃棄物および除染土壌を1000Bq/kg以上と定めれば、福島県内および県外廃棄物および土壌の総量は、20倍程度に増加すると推定される。中間貯蔵施設のスペックから推定すると、約50平方キロの土地が必要となる。その土地は帰還困難区域337平方キロ内に設定するべきである。(図1、2参照) 5) これに関連して、帰還困難区域からの放射能の流出を阻止するための抜本的対策を講じるべきである。現状では降雨出水時の濁質粒子とともに放射能の大量流出が続いている。帰還困難区域を集水域とする全ての河川のダムを放射能流出防止施設ととらえて、降雨時濁水の全量貯留および晴天時の上澄放流を適切な管理システムで実施するべきである。該当施設がない河川については、放射能流出抑制ダムを建設するべきである。(図3、4参照) 6) 宮城県大崎市で開始された汚染物の試験混合焼却で、市民放射能測定所が考案したリネン法によって、風下で有意に高濃度の汚染粉じんが検出されている。 伊達市では、Cエリアとされた地域の除染がほとんど行われないうちに、地域住民は不安の中で8年間を過ごしてきた。2019年3月に実施した調査において、ホットスポットとは言えない普通の民家の庭で2000~4000Bq/kg超の土壌が確認された。市役所の構内ですら、未だに0.3μSv/hを超えるところすら散在している。そもそも避難ではなく除染を選択した施策の誤りが、多くの住民の被曝を加算させている。 大崎市の事例では、この調査結果を尊重し、同じ位置にハイボリュームエアサンプラーを設置し、捕捉された粉じん粒子についてX線アナライザーを装着した走査型電顕(SEM)によってスポット元素分析を行い粒子の起源を特定すべきである。 伊達市役所放射能汚染対策課は、伊達市独自の除染基準は地上1cmで3μSv/hだとしているが、これは誤りである(図5参照)。Cエリアの汚染実態の再調査を行うとともに、根本的な除染をすべきである。			

図1 土壌放射能汚染マップ

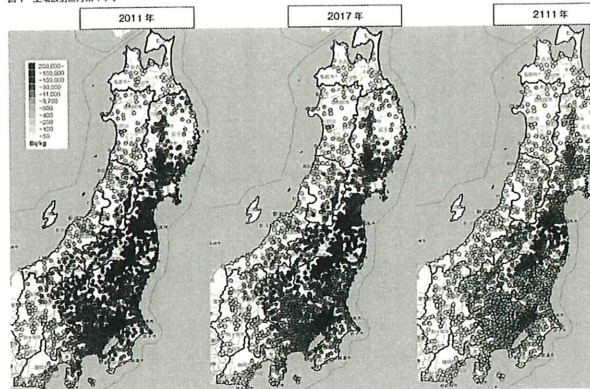


図1 100年経っても帰還困難区域の土壌放射能は1万Bq/kg超であり、人が住めない。よって、汚染物の保管施設の増設が可能である。

Cs-137とCs-134の減衰曲線

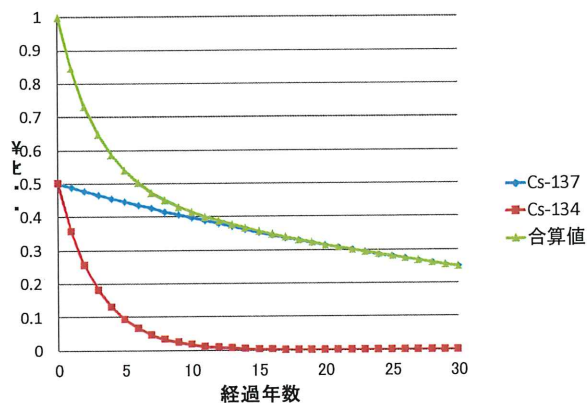


図2 今後は半減期30年のCs-137の減衰曲線に依るので、100年経っても約8分の1にしかならない。

<2013年台風18号時>

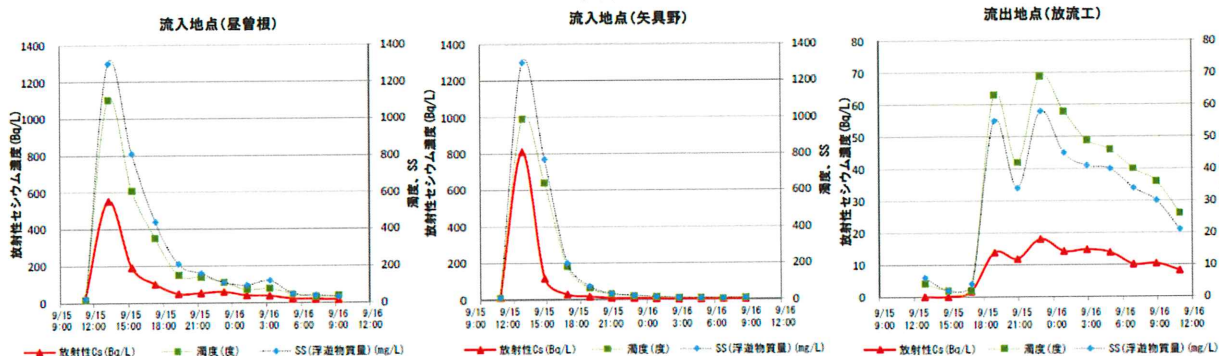
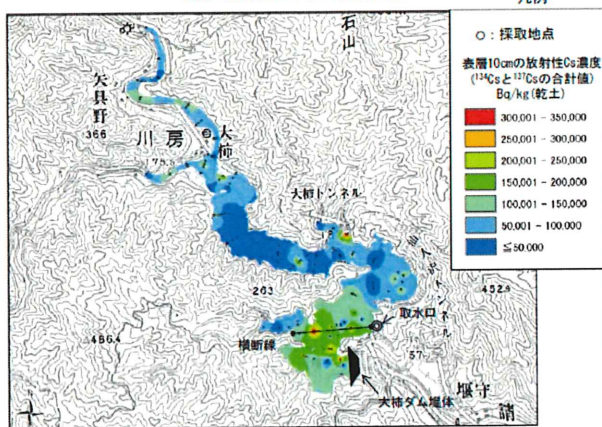


図3 降雨出水時における請戸川大柿ダム流入地点(昼曾根・矢具野)および流出地点の放射能濃度の推移からわかる流出抑制効果：600～800Bq/Lで流入しても、流出点では20～10Bq/Lになる。

底質の放射性セシウム水平分布図



※放射性セシウム濃度の分布は、コアサンプリング地点の測定値から推定している

図4 大柿ダム底質の放射性Cs水辺分布

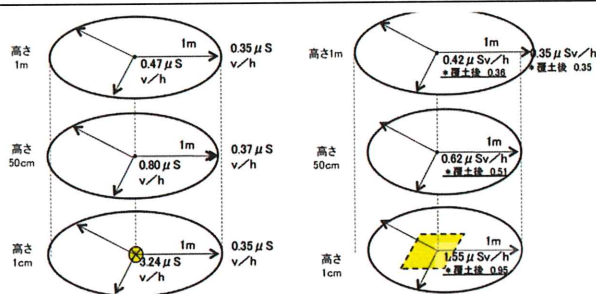


図5 伊達市の除染基準が地上1cmで $3\mu\text{Sv/h}$ とされる根拠となった実測データ： $3\mu\text{Sv/h}$ を超える小さなホットスポットを除染してもしなくとも、地上1mの線量率は変わらなかったから、除染しなくてよいとされた。点線源からの放射線束密度は距離の2乗に反比例するのは当然。点が点ではなかった場合はあてはまらない。

除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会（原発ゼロの会）事務局 宛て（5月13日9時必着）

送り先： Email: i05272@shugiin.go.jp / FAX: 03-3508-3303

表明意見の概要 1 / 2 （当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(くりむら けいこ) 栗村 桂子	団体名 (団体参加の方のみ)	(じょきよどじょうのさいせいじっしょうじぎょう にはんたいするしみんなのかい) 除去土壌の再生利用 実証事業に反対する市民の会
------------	---------------------	-------------------	---

この度は、今年に入ってから南相馬市で結成された「除去土壌の再生利用実証事業に反対する市民の会」の立場から応募しました。故に主に会の結成時や、その後の意見交換などで上がった声や思いをここでお伝えし、私の意見とさせていただきます。

私の住む南相馬市では、平成29年に開始された小高区の東部仮置場除去土壌再生利用実証事業において安全性を確認したとされ、平成30年8月に、汚染土壌を盛土材として道路の下に埋める計画を「除去土壌の再生利用実証事業」として環境省から南相馬市長に協力要請があったことを後に知りました。これに対し、南相馬市の新日本婦人の会・南相馬支部支部長から、その協力要請を認可しないことを求める陳情書が提出されましたが、12月議会においてその陳情書は不採択にされました。その後、新日本婦人の会・南相馬支部から門馬市長に、「事故前から100Bq/kg以上のものは土壌として使ってはならないとされている基準を、環境省が守るのが当然であり、100Bq/kg未満になるまで100年以上に及び、管理責任の取れない盛土への再利用は、風評被害にもつながるものでもあり、同意はせず、当初の予定通り一刻も早く中間貯蔵施設に搬出すること、また、全市民を対象にした説明会を行い、市民の声を聞いてほしい（要旨のみ。全体は4項目にまとめられている）」という内容で要望書が出されました。同時に、広く市民に呼びかけ、今年の2月「除去土壌の再生利用実証事業に反対する市民の会」が結成されました。結成後は、環境省による「除去土壌の再生利用実証事業」に協力しないことを求める署名を集め、2月27日、1カ月足らずの期間に集めた3,055筆を南相馬市長に提出しました。その後も継続し、避難されている方や震災後南相馬市に心を寄せて下さった県外の方からのものも含め、現在では累計5,000筆を超えています。

会に集まる方の中には、「本当に問題ないというのなら、福島県はもうやめてほしい。他で使って。」という意見もあります。しかしあくまでも「本当に問題ないのであれば」が前提です。会に集まる方々には、どこであっても、8000 Bq/kg以下なら可能であるとした再利用には反対という思いがあります。汚染土壌は8割も除去土壌として再利用できるということから、もし、小高区の常磐自動車道で再利用が実現した後は、他の地域にも広く及んで再利用されていくことは明らかなです。ある方は、「自分は8000Bq/kgより高い土を耕している。一人の力は弱いけど、みんなで力を合わせてどうしても再利用を止めたい」と述べられました。また、ある方は、「東京に電気を送っていたのに。自分たちの出したゴミではない。本来は署名を集めて市長にお願いするようなことでもない。ここで再利用をストップできなければ、震災後全国で応援してくれた人たちへの背信行為だ」と述べられました。

また、原発事故後から線量の高い地域でも自分の足を運び土壌を実測され、現在は脳梗塞発症後で療養中の方から、1枚の写真とともに重要な情報をいただきました。（2ページ目の写真は先日その方から現場を案内頂いて栗村が撮影したもの）たった3年の内に、大型車両の振動や大雨の影響などにより、目測1m以上の深さの崩壊を起こしてしまった事実を持って、30cmまたは50cmの覆土でも、あまり遠くない将来に大きな問題が起り得ることは明らかなです。

その写真を今回の意見表明に託してくださった方から、上記の理由でも再利用には断固反対の意見と共に、「私たちは一体何を残したいのか」の問いを受けました。

「再生資材化」と言われる仕事にも被ばく作業を必要とし、その土が付着したり吸入する機会に見舞われる可能性がある場面において、例え汚染の程度が軽減されたとして「除去土壌」と名前が変えられた土であっても、そこに含まれる放射性物質の性質が変わったり、人間の細胞が変化するわけではなく作業に携わる人や近くに住む人にとって「安全」であるとか「問題はない」とは言えません。

反対の意見表明をしないことは、このことについて傍観することにもなり、私は、「除去土壌の再生利用実証事業に反対する市民の会」に賛同される皆さんと共に除去土壌の再利用に反対します。

意見は本用紙（A4 サイズ）枠内 1 枚（概ね 1600 文字）
または図表・写真などがある場合のみ計 2 枚以内で記載してください。

表明意見の概要 2 / 2 （当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(くりむら けいこ) 栗村 桂子	団体名 (団体参加の方のみ)	(じょきょどじょうのさいせいじっしょうじぎょう にはんたいするしみんのかい) 除去土壌の再生利用実証事業に反対する市民の会
------------	---------------------	-------------------	---

福島南相馬市原町区馬場公会堂西側 常磐自動車道の法面。常磐自動車道が全面開通した 2015 年 3 月 1 日以降に斜面が崩壊。(崩壊部分から見て左側上になるガードレールに「245.3」の表示) 崩壊時の深さは目測で 1m 以上はあり、崩壊後に当初と同じ山砂で補修も再度崩壊した後に砂利が用いられているのが現在の写真。土壌の色が変わっている部分が砂利の部分。2 枚目に該当する部分に赤線。Google Earth によって直径約 6～8m。



意見は本用紙（A4 サイズ）枠内 1 枚（概ね 1600 文字）または 2 枚以内で記載してください。

除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会（原発ゼロの会）事務局 宛て（5月13日9時必着）

送り先： Email: i05272@shugiin.go.jp / FAX: 03-3508-3303

表明意見の概要 1/2（当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(ふりがな) まつのれいこ 松野玲子	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな) 生活協同組合パルシステム東京
------------	-----------------------	-------------------	--------------------------

パルシステム東京では『『食べもの』『地球環境』『人』を大切にしたい社会をつくりたい』という理念のもと、事業と活動を行っており、東京電力福島原子力発電所の事故以前より、六ヶ所再処理工場に象徴されるような原子力発電に頼る社会についても、大きな懸念を抱き反対しております。このたびの8000ベクレル/kg以下の汚染土壌の再利用につきましては、パルシステム東京としても、一市民としても、許容できません。

かつては100ベクレル/kgをこえる放射性物質は、規制によって厳しく管理され、私たちの身の回りにはありませんでした。それがいきなり8000ベクレル/kgという基準で私たちの生活空間にはいつてくることは許しがたいことです。私たちの体は、そんなに都合よく放射性物質に対応してきているのでしょうか。とくに育ちゆく子どもたちはより放射能に対する感受性が強いことは自明のことです。この施策は子どもたちを大事に育てていこうという国の方針とも逆行します。そもそも。どんな根拠を持ってして8000ベクレルのものを私たちの生活空間に持ち込むことを決めたのか、進める側は国民に説明する義務があります。

すでにパルシステム東京では、2016年5月27日、環境省の「8000ベクレル/kg以下の汚染土を全国の公共事業で利用する方針」に対し、「『100Bq/kgは廃棄物を安全に再利用できる基準』で、『8,000Bq/kgは廃棄物を安全に処理するための基準』という説明は到底受け入れられません。汚染土の最終処分量を減らすため、再生利用量を増やすことは、事実上の最終処分とも言える行為です」と反対の意見を環境省に提出しております。

除染土壌の使用は、その土地を利用する人々だけでなく、工事に従事する作業員に不要な被ばくを強います。どれだけ「遮蔽および飛散・流出の防止」等の対策を講じたとしても、安全が担保されるものではありません。特に地震国である日本では、対策を講じるよりも使用しないほうがより安全であるのはいまでもありません。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から8年、いまだ人体への影響に確固たる知見のない放射性物質の基準の事実上の大幅緩和は、その影響をあいまいにさせ、全国に無意識の被ばくを広げること強い、環境を汚染するものです。東日本大震災の復興のための施策という観点でも、不安を抱えている避難者を無視し帰還政策の加速を助長するものでしかなく、果たして本当の復興につながるのか疑問があります。

いまいちど、日々暮らす国民の目線で、安心して暮らせる社会のために、詭弁のような規制緩和は行わないでいただきたいと切に願います。

意見は本用紙（A4サイズ）枠内1枚（概ね1600文字）

または図表・写真などがある場合のみ計2枚以内で記載してください。

除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会（原発ゼロの会）事務局 御中（5月13日9時必着）

送り先： Email: i05272@shugiin.go.jp / FAX:03-3508-3303

表明意見の概要 1 / 2（当日配布・後日ウェブ公開予定）

氏名 (必須)	(ふりがな) わだ なかこ 和田 央子	団体名 (団体参加の方のみ)	放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会
------------	------------------------	-------------------	--------------------

放射能汚染対処特措法は、放射能ダダ洩れを許す法制度であり、抜本的な見直しが必要である。
除去土壌再利用は考えなければならない問題であるが、それだけにとどまらない問題も山積している。

1. ずさんな災害時の対応

本事業は「前例のない世界初のナショナルプロジェクト」を掲げ数兆円規模ともいわれるが、全国へバラまかれた再生資材が事故を起こした場合の環境省の責任の所在が検討会資料からは一向に見えてこない。思い出すのは2015年9月の豪雨でフレコンバッグが流出した事故である。数百個が流されたが、環境省は「流出したものは比較的濃度が低く周辺環境への影響はない」として片づけてしまった。

本プロジェクトにおいても事故が起きた場合同様の事態が予想される。

2. 隠された濃縮物の危険性と取り扱い

国立環境研究所の再生資材化実証実験説明パネルによると、熱処理後に出てくる濃縮物（県外最終処分されるもの）は数十億ベクレルになるとされているが、これも配布資料には見当たらない。過酷な被ばく労働を伴う恐れのあるもっとも肝心な部分が欠落しているのではないか。

3. 管理型処分場利用の是非

中間貯蔵施設における再生利用から外された10万ベクレル以下の焼却灰の処分のあり方が見過ごされている。県内18市町村に設置された仮設焼却炉、クリーンセンター、下水処理場、産業廃棄物焼却施設において膨大な量が保管されている。仮設焼却炉においては予め10万ベクレル以下になるよう薄めて焼却されている。焼却灰全体の9割は10万ベクレル/kg以下とされ、富岡町の管理型最終処分場旧エコテッククリーンセンターへ集約処分を進めている。しかし管理型処分場は脆弱で、全国で多発する遮水シート破損による地下水汚染の懸念がある。10万ベクレルという高い基準や総量規制についての国民的議論もないままである。

4. 野放図の対策地域内廃棄物再利用

対策地域内廃棄物の大半はすでに再利用されている。平成31年3月末時点で約226万トン完了（うち約40万トン＜2割未満＞が焼却処理済、約144万トン＜6割超＞が再生利用済）となっている。

再生処理は産業廃棄物業者に委託されるが、放射能濃度の規制もなく追跡調査もされていない。

5. 規制なき国直轄区域外の汚染物再利用

クリーンセンター、下水処理場では、すでに3,000ベクレル程度の焼却灰・溶融スラグ再生利用が進んでいる。

6. 規制なき汚染木材利用

森林除染が行われないまま汚染木材利用が推奨されている。林業従事者を救済するための間伐推進と再生可能エネルギー推進政策の下、汚染木材が全国へ流通している。

7. 信頼できない国主導の事業

この間、環境省による「国が決めたことには黙って従え」的な進め方に私たち住民は翻弄されてきた。仮設焼却炉の事例を示す。

鮫川村の仮設焼却炉は 2012 年指定廃棄物焼却実験炉第一号として建設された。計画は廃棄物処理法に係らないよう処理能力をぎりぎりに設定した上、秘密裏に進められた。稼働 9 日目で爆発したが、環境省は「異音がしただけ」とし、住民、自治体、消防への通報も後手に回った。福島労働局から開示された事故調査報告書は全面黒塗りで真相は闇の中。再稼働後の運転データによると、焼却された稲わらの最高濃度は 81,000 ベクレル超。しかし当初の説明では 4,500 ベクレルとされていた。

反対していた地権者 H 氏は仮処分を申請したが、審尋において環境省は「どうせ使っていない土地だし、使おうとしても汚染されている。(我々は) 今ここで焼却事業を止められると 6 億 7 千万円の損害が生じる。H 氏には何ら経済的損害はない」と開き直った。

今回のみにとどまらず、引き続き議論の場を設けて頂きたいと思う。

表明意見の概要

氏名 (必須)	(ふりがな) せがわよしゆき 瀬川 嘉之	団体名 (団体参加の方のみ)	(ふりがな)
放射線被ばくはどんなに少ない線量でも影響がある。他の影響と比べて取引きするのではなく、悪い影響は回避するか、より少なくする。 1. 放射能汚染者としての東京電力と「国」の責任 福島県内における再生利用の「基本的考え方」では環境省及び再生利用先が責任主体である¹。福島県外での埋立処分は除染実施者の市町村等がおこなう²としている。放射性物質汚染対処特措法では、汚染者としての原子力事業者にも、費用負担だけでなく必要な措置を講じる責務がある³。土壌汚染対策法では都道府県知事が汚染者に汚染の除去等の措置を指示する⁴としている。 最も困難な長期にわたる管理にあたっては、原子炉等規制法における放射性廃棄物処分⁵と同様、原子力事業者の責務と「国」による規制責任をより明確にする必要がある。何年後になっても汚染物はすべて「国」の監視のもと東電が引き取ってしかるべきである。 2. 有害放射性物質としての取り扱い 土壌汚染対策法における特定有害物質の溶出量基準は、一生涯にわたり摂取して10万人に1人発がんが増えるレベルとしている⁶。外部被ばくでは年間2.8マイクロシーベルト以下⁷、飲料水中のセシウム137では0.28ベクレル毎キログラム以下⁸に相当する。 環境省が提示している線量評価では、市町村ごと保管量の中央値を埋立後、周辺に居住する成人と子ども、管理期間中に埋立場所に立ち入る成人と子どもでそれぞれ年間3.8、5、2.4、3.1マイクロシーベルト⁹であり、上記基準のレベルを超える。 また、実証事業における浸透水中の検出下限値は、南相馬市、東海村、那須町でそれぞれ0.2～0.331¹⁰、0.75～0.96、0.55～0.75ベクレル毎リットル¹¹となっており、やはり上記基準のレベルである。 いずれにしる覆土を厚くすれば、また検出下限値を下げれば、処分や再生利用をしてよいわけではない。発がん性および非がん性の有害性を持った放射性物質として扱わなければならないことがはっきりしているので、再利用はすべきではなく、処分というよりは摂取や被ばくを防ぐ管理が長期にわたって必要である。 3. すべての被ばくをより少なくする すでに集めた放射能を再び分散すれば、責任の所在が不明になり、管理しにくくなる。現在の保管状態と汚染状況を常に監視評価して、作業員から住民、子どもまですべて被ばくする量と人数をより少なくなるようにする。			
¹ 『再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について』(2016年6月30日) p8「環境省及び再生利用先の施設の施工・管理等の責任主体の適切な役割分担の下で管理が実施されるよう」 ² 『除去土壌の埋立処分に係る実証事業の結果について(中間取りまとめ案)』p3「管理が市町村等(除染実施者)によって適切に行われる埋立の処分方法について検討」 ³ 放射性物質汚染対処特措法 第五条 ⁴ 土壌汚染対策法 第七条 ⁵ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第五十一条の二 「廃棄の事業を行おうとする者は、(中略)原子力規制委員会の許可を受けなければならない。」 ⁶ 中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会(第1回)資料7 諸外国における土壌汚染対策制度の比較調査結果 p2「発がん性物質については、1/100,000(70年間)の増加を元に、あらかじめ基準値が設定されている」 ⁷ 『国際放射線防護委員会の1990年勧告』p224、C73では「1 mSvの年線量による寄与生涯致死確率は4×10^{-3}」。 ⁸ 厚生労働省のとりくみ (平成31年3月更新)「食品中の放射性物質の対策と現状について」p5では「飲料水の基準値(10ベクレル/kg)の水を1年飲んだ場合に相当する線量」が約0.1ミリシーベルト。 ⁹ 除去土壌の処分に係る検討チーム会合(第2回) 参考資料6 福島県外の除去土壌の埋立処分に係る線量評価について p13 ¹⁰ 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会(第10回)資料2 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 進捗状況について p7 ¹¹ 除去土壌の埋立処分に係る実証事業の結果について(中間取りまとめ案) p26、p27			